

---

令和5年度  
第10回千歳市農業委員会総会議事録

---

千歳市農業委員会

---

令和5年度第10回千歳市農業委員会議事録

---

日 時 令和6年1月26日(金) 16時05分開会  
17時13分閉会

開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員17名、欠席委員3名)

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	欠 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	出 席	
5番	高 橋 正	出 席	
6番	今 鉄 雅	出 席	
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
12番	片 桐 好 英	欠 席	
13番	平 井 久	出 席	議事録署名委員
14番	藤 田 勝 久	出 席	議事録署名委員
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	出 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 石 博 司
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	小 野 美 幸
農地係長	小 川 宏 明
農地係主任	福 土 憲 二
農地係主任	松 川 裕

### 3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
  - 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
  - 報告第 2 号 専決処分の報告について  
（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
- 日程第 6 協議の部
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 令和 5 年度第 6 号農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 その他

---

## 議 事 次 第

---

### < 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長      ただ今から、令和 5 年度第 10 回農業委員会総会を開会いたします。本日、2 番、今務委員、12 番、片桐委員、16 番、樋口委員が欠席する旨、届出がありました。  
また 7 番、宮澤委員は遅刻する旨、届出がありました。  
よって、委員 20 名中、16 名が出席しており、会議は成立いたしました。  
会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

---

### < 日程第 2 会長挨拶 >

会 長            皆様、こんにちは。改めまして、本年もよろしくお願いいたします。時間も押しておりますので、それでは、ただいまから会議を始めたいと思います。(16:05)

---

### < 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長            日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。  
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、13 番、平井委員、14 番、藤田委員を指名いたします。

---

### < 日程第 4 諸般の報告 >

議 長            日程第 4、諸般の報告を行います。  
事務局より説明願います。

事 務 局        令和 5 年度第 9 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布しております資料のとおりであります。  
事務局からは、以上です。

---

< 日程第 5 報告の部 >

---

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）

議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（16：07）  
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 1 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 3 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページから 3 ページのとおりです。

なお、整理番号 9 の被相続人は さん、整理番号 10 の被相続人は さん、整理番号 11 の被相続人は さんであります。

以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。  
事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

---

【報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 4 ページをお開きください  
農地法第 18 条第 6 項の規定による使用貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による使用貸借等の合意解約は 1 件で、土地の所在等は、議案書 4 ページのとおりです。

整理番号 29 で解約のあった土地につきましては、後ほど議案第 2 号及び議案第 3 号において農地転用案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。  
事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

---

< 日程第 6 協議の部 >

---

【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議 長 次に、日程第 6、協議の部に入ります。(16:09)  
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 5 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。  
今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件です。  
当日配布資料の 1 ページに、議案第 1 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。  
整理番号 22 は、 さんが、 さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。  
土地の所在等につきましては、議案書 5 ページのとおりです。  
整理番号 22 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上、整理番号 22 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局 事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について】

【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてと議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については関連がありますので、一括してご審議いただきます。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第2号及び議案第3号について一括してご説明申し上げます。  
議案書6ページ及び7ページをお開きください。

農地法第4条及び第5条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。なお、議案第3号、整理番号6を可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

当日配布資料の2ページから8ページに、議案第2号資料及び議案第3号資料として、全体図、地番図、航空写真、配置図、現地写真、工程表を添付しております。

議案第2号及び議案第3号の議案につきましては、先ほど報告第2号、整理番号29で解約のあった農地の転用案件であり、合意解約された後に分筆登記が行われたため、解約時と地番・面積が異なっております。

両議案をお諮りするに至った経緯ですが、都の さんが農家住宅を新築することに伴い、建築基準法上必要とされる接道について農地転用を行う必要があり、周囲土地についても改めて確認し

たところ、敷地内にある父の既存住宅及び祖母の既存住宅において通路が確保されていないことが判明したことから、新築住宅用の通路及び既存住宅2棟用の通路、合わせて3本の農家住宅用通路の農地転用申請がありました。

それでは、当日配布資料2ページ、全体図をご覧ください。

全体図では、今月の議案第2号及び第3号の案件について整理しております。

縦にグレーで塗られているのが公道である〇〇線道路になります。図面の左側にあります建物、住宅・倉庫の1つ1つに対して、〇〇線道路と繋がる専用の通路が確保されている必要があります。

図面では赤色、青色、黄色、緑色の4色に色分けしておりますので色別に説明いたします。

まず始めに、一番下の緑色で色分けしている部分につきましては、議案書6ページ、議案第2号整理番号4の農地法第4条の規定による申請箇所及び関連箇所、  
さんの父である  
さんの既存住宅及び農家住宅用通路になります。

太い緑枠の左側の〇〇〇〇に既存住宅が建てられており、太い緑枠で囲われた〇〇〇〇が農地転用を行う部分であります。

現在は何も建てられていない農地であるため、これから農家住宅用通路を設置する通常の農地転用案件になります。

次に、一番上、赤色で色分けしている部分につきましては、議案書7ページ、議案第3号、整理番号6の農地法第5条の規定による申請箇所及び関連箇所、  
さんの祖母である  
さんの既存住宅及び農家住宅用通路になります。

太い赤枠の左側の〇〇〇〇に既存住宅が建てられており、太い赤枠で囲われた〇〇〇〇が農地転用を行う部分であります。

なお、太い赤枠で囲われた部分につきましては、農家住宅用通路、既存住宅の一部や付帯施設が、すでに農地の上に建てられていることが判明しましたが、必要な手続きを経ていれば許可できた案件であるため、違反転用の追認案件になります。

なお、  
さんからは、今後、このようなことがないよう、農地法及び関連法令を遵守する旨の確認書の提出を受けております。

次に、青色で色分けしている部分につきましては、議案書7ページ、議案第3号整理番号7の農地法第5条の規定による申請箇所及び関連箇所、  
さんの新築住宅予定地及び農家住宅用通路になります。

青色部分一番左側の〇〇〇〇が新築住宅予定地であります。

新築予定地がすでに非農地であることから、農家住宅については

転用許可不要になります。

太い青枠で囲われた〇〇〇〇が農地転用を行う部分であります。

現在は何も建てられていない農地であるため、これから農家住宅用通路を設置する通常の農地転用案件になります。

最後に、黄色で色分けしている部分につきましては、奥にある倉庫及びその通路になります。1筆全体が既に非農地であるため、農地転用の対象ではありません。

転用目的は3件とも通路であります。先ほど、ご説明しましたとおり、緑色の1件は農地法4条、赤色と青色の2件は農地法5条に分かれます。いずれの土地も所有者が父・  
さんであることから、  
さん以外の通路は  
さんからの使用貸借権を設定する必要があるため農地法5条になります。

申請地3件の農地区分は農用地区域内農地及び農業用施設用地であります。農用地区域からの除外手続き中であり、除外後は甲種農地に判定される予定であります。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅及びその付帯施設については、例外許可事由に該当します。

資力の要件についてでございますが、緑色の議案第2号整理番号4及び青色の議案第3号、整理番号7の通路につきましては、アスファルト舗装をせず、整地作業のみであるため、費用はかからないことを確認しております。

また、赤色の議案第3号、整理番号6につきましては追認案件のため、新規にかかる費用はございません。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、北海道農業会議への意見聴取に関しては、緑色の議案第2号、整理番号4及び青色の議案第3号、整理番号7は30a以下の農家住宅の付帯施設への転用であることから、意見聴取が不要であり、赤色の議案第3号、整理番号6につきましては30a以下の農業用施設であります。転用の追認申請であるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。

以上、議案第2号及び第3号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議

長

これより質疑を行います。

平岡委員 これは、このように通路を区分することによって何かあるのでしょうか。

事務局 接道義務ということで、公道に接している必要があります。  
普通は住宅などの建築物に連動して、接道する義務があります。  
きっかけとしては説明の中にもありました、                    さんの新築住宅の建設にあたり、周囲の土地を調べた所、本件が分かったので今回の申請となりました。

川端委員 倉庫用の通路は住宅用には使えないのですか。

事務局 それにつきましても、建築基準法上の制限になりまして、それぞれ非常時における消防車の侵入口を確保するために接道が必要となります。

佐々木委員 自分も昨年家を建てましたが、2軒以上になると、幅8m以上にしよう法律で決まっていますので、作らなければならないそうです。

議長 外にございませんか。

今鉄雅委員 この、黄色部分の道路は何mあるのですか。

事務局 黄色の部分の幅の表記はありませんが、図面上を見ますと、4m 50 cm位に見えます。

平沖委員 これを見ると通路が3本と倉庫用通路を合わせると4本あって、広いので道路からよく見えて、物騒な気がします。

佐々木委員 法律なので、これをやらないと家が建ちません。

事務局 赤色の部分にあります通路は3m、青は4m、緑は4mです。  
公道から建物までの距離によって何mの接道が必要かわ変わってきます。今回、この赤い建物だけ一番公道に近いので、これだけ3mで良くて、残りは4m、4mとなっております。  
それぞれ、必要最小限でっております。

平沖委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

( 質疑なし )

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。まず初めに議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。  
次に議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

【議案第 4 号 令和 5 年度第 6 号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に議案第 4 号、令和 5 年度第 6 号農用地利用集積計画の決定について、整理番号、利 18 から利 67 までを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 4 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 8 ページをお開きください。  
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。  
議案第 4 号関連 当日配布資料の 9 ページから 36 ページに議案第 4 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。  
今月の案件は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 54 件になります。  
土地の所在等は議案書のとおりです。  
はじめに、整理番号利 18 から利 67 までを説明いたします。  
整理番号利 18・利 19 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。  
続きまして議案書 9 ページをご覧ください。

整理番号利 20 から利 25 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

続きまして議案書 10 ページをご覧ください。

整理番号利 26 から利 31 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

続きまして議案書 11 ページをご覧ください。

整理番号利 32・33 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

次に、整理番号利 34・35 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。

次に整理番号利 36・37 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

続きまして議案書 12 ページをご覧ください。

整理番号利 38 から利 43 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

続きまして議案書 13 ページをご覧ください。

整理番号利 44 から利 47 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります

次に、整理番号利 48・49 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。

続きまして議案書 14 ページをご覧ください。

整理番号利 50 から利 55 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります

続きまして議案書 15 ページをご覧ください。

整理番号利 56 から利 61 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります

続きまして議案書 16 ページをご覧ください。

整理番号利 62 から利 65 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります

最後に議案書 17 ページをご覧ください。

整理番号利 66.67 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。

以上、整理番号利 18 から利 67 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。

佐々木委員 最初の更新案件ですが、議案を見ると農業実績がない方に見えるのですが、農業者なのですか。

若しくは、農業者じゃない方にも貸せるのですか。

事務局 整理番号、利 18・19 は苫小牧で営農されている方なので、千歳市に経営面積を持っていません。ここはあくまでも千歳市の経営面積を記載しています。

佐々木委員 分かりました。

今鉄雅委員 関連で、苫小牧でどのような農業をやっている方なのかは分かりますか。

事務局 利用集積計画の申請書類を見ますと畑作と記載がありますが、何を作っているかまでは記載はありません。

今鉄雅委員 せめて、面積だけでも教えていただけませんか。

事務局 計画書で面積は 190 町と記載があります。

今鉄雅委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。  
  
次に、整理番号、利 68・69 を議題といたします。  
この案件については、農業委員会等に関する法律、第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、委員の退席を求めます。  
暫時、休憩します。( 16 : 38 )

( 委員、退室 )

議 長 再開します。( 16 : 38 )  
事務局より説明願います。

事 務 局 引き続き議案書 17 ページをご覧ください。  
整理番号利 68・69 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります  
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。  
以上、整理番号利 68・69 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。  
事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

( 質疑なし )

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。  
委員の退席を解きます。暫時、休憩します。(16:39)

( 委員、入室)

議 長 再開します。(16:40)  
次に、整理番号、利70・71を議題といたします。  
この案件については、議事参与の制限の規定により 委員の退  
席を求めます。  
暫時休憩します。(16:40)

( 委員、退室)

議 長 再開します。(16:40)  
事務局より説明願います。

事 務 局 引き続き、議案書17ページをご覧ください。  
整理番号利70・71は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の  
期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借  
契約を更新する案件になります  
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経  
営基盤強化促進法第18条第3項の各要件各号を満たしております。  
以上、整理番号利70・71について、ご説明申し上げましたが、  
よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。  
事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

川 端 委 員 この議案の契約は2年間となっておりますが、何か理由はあるの  
でしょうか。

事 務 局 貸主の〇〇さんから、自分は高齢なので、とりあえず2年、シー  
ズンとしては3シーズンにしたいとの申出によるものです。

川 端 委 員 その後、何かに使う予定はあるのでしょうか。

事 務 局 予定はありません。

川 端 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

( 質疑なし )

議 長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。  
委員の退席を解きます。暫時休憩します。( 16 : 42 )

( 委員、入室 )

議 長 再開します。( 16 : 42 )  
次に、整理番号、所 17 を議題といたします。  
この案件については、議事参与の制限の規定により、委員の  
退席を求めます。  
暫時、休憩します。( 16 : 43 )

( 委員、退席 )

議 長 再開します。( 16 : 44 )  
事務局より説明願います。

事 務 局 続きまして議案書 18 ページをご覧ください。  
整理番号、所 17 は、幌加の さんが、幌加の さん  
から農地を買い受ける所有権移転案件になります。  
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営  
基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。  
以上、整理番号所 17 について、ご説明申しあげましたが、よろ  
しくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。  
事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

( 質疑なし )

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。  
委員の退席を解きます。暫時休憩します。( 16 : 45 )

( 委員、入室 )

議 長 再開します。( 16 : 45 )  
これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

( 発言なし )

議 長 なければ、千歳市農業振興課から地域計画の説明がありますので入室願います。

( 農業振興課、入室、説明、退室 )

議 長 次に、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

□ 頭 農業者年金新規加入者及び推進記録簿提出について

□ 頭 農政小委員会、年金推進班会議の開催について

資料1 農業委員会組織による能登半島地震義援金について

□ 頭 法人化に係る農地小委員会の開催について

---

#### < 閉会宣言 >

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。( 17 : 13 閉会 )